

EV・PHVのまち推進マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪府内におけるEV(電気自動車)・PHV(プラグインハイブリッド車)普及の具体的施策等を定める「EV・PHVのまち推進マスタープラン」の策定に関し、調査、検討するため、EV・PHVのまち推進マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) EV・PHVの普及を図るため、そのマスタープラン策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は委員20人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自動車メーカー
- (3) 電力会社
- (4) 関連企業
- (5) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成23年2月28日までとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期についても同様とする。

(報酬)

第5条 委員の報酬は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 学識経験者のうち大学関係者 | 会議1回につき10,400円 |
| (2) 上記以外の委員 | 無報酬 |

(費用弁償)

第6条 費用弁償による費用は、報酬を受ける委員が会議出席のための旅行に要した費用(以下「旅費」という。)とし、その種類は、鉄道賃及び車賃とする。

2 旅費の額は、大阪府職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、大阪府環境管理室交通環境課において行う。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成 22 年 9 月 16 日から施行する。